(二)

第七十九条の規定が適用される認定畜舎等	既存不適格調書	既存認定畜舎等の基準時及びその状況に関する事項
	付近見取図	敷地の位置
	配置図	用途地域の境界線
	二面以上の断面図	建築基準法第五十六条第一項から第四項まで及び第六項の規定による建築物の各部分の高さの限度
	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な畜舎等の各部分の寸法及び算式
用途地域に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められた地域内に存することとなった認定畜舎等であって、建築基準法第五十三条の二第三項の規定が適用されるもの	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を認定畜舎等の敷地として使用することができる旨を証する書面	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を認定畜舎等の敷地として使用することができる旨
特例容積率適用地区内に存することとなった認定畜舎等	配置図	特例容積率適用地区の境界線
高層住居誘導地区内に存することとなった認定畜舎等	配置図	高層住居誘導地区の境界線
高層住居誘導地区内に存することとなった認定畜舎等であって、建築基準法第五十七条の五第三項の規定が適用されるもの	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を認定畜舎等の敷地として使用することができる旨を証する書面	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を認定畜舎等の敷地として使用することができる旨
高度地区内に存することとなった認定畜舎等	配置図	高度地区の境界線
	二面以上の断面図	高度地区の境界線
高度利用地区内に存することとなった認定畜舎等	配置図	高度利用地区の境界線
		高度利用地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置
		申請に係る認定畜舎等の壁又はこれに代わる柱の位置
		建築基準法第五十九条第二項の規定により国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置
	二面以上の断面図	高度利用地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置
		建築基準法第五十九条第二項の規定により国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置
居住環境向上用途誘導地区内に存することとなった認定畜舎等	配置図	居住環境向上用途誘導地区の境界線
		居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置
		申請に係る認定畜舎等の壁又はこれに代わる柱の位置
		建築基準法第六十条の二第二項の規定により国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置
	二面以上の断面図	居住環境向上用途誘導地区の境界線
		居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置
		建築基準法第六十条の二第二項の規定により国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置
特定用途誘導地区内に存することとなった認定畜舎等	配置図	特定用途誘導地区の境界線
特別用途地区又は建築基準法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例の適用を受ける区域（用途地域が定められている区域に限る。）内に存することとなった認定畜舎等	建築基準法施行規則第一条の三第七項の規定により特定行政庁が規則で定める図書	建築基準法施行規則第一条の三第七項の規定により特定行政庁が規則で定める事項